

(7) P T A規約(会則)の改正 (案)

PTA 規約(会則) 新旧対照表

現 行	変 更 後
<p>第一章 (名称)</p> <p>第 1 条 本会は東葛西中学校 P T A と称し事務所を同校内に置く。</p> <p>第二章 (目的)</p> <p>第 2 条 本会は父母と教職員が協力して、学校、家庭および地域社会が一体となって、生徒の幸福と健全な成長をはかると共に、会員相互の教養を高めることを目的とする。</p> <p>第三章 (方針)</p> <p>第 3 条 本会はあくまでも自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配や統制や干渉を受けるものではない。</p> <p>第四章 (会員)</p> <p>第 4 条 本会の会員は、本校在校生の父母またはこれに代わる者、ならびに教職員をもって組織する。</p> <p>第五章 (会費)</p> <p>第 5 条 本会の経費は、会費およびその他をもってあてる。</p> <p>第 6 条 会費は各家庭(世帯)を単位とし、年額 3,600 円とする。会費は原則として年 1 回払いとし、5 月指定日までに納入する。但し、転入・転校等による入退会の場合は、翌月以降月割りで納入または返金する。</p> <p>第 7 条 本会の資産は、第二章の目的達成のため以外に使用してはならない。</p> <p>第 8 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</p>	<p>第 6 条 会費は各家庭(世帯)を単位とし、年額 3,600 円とする。会費は原則として年 1 回払いとし、5 月指定日までに納入する。但し、転入による入会の場合は、翌月以降月割りで納入する。転校の場合は学校を通して所定の様式で転校翌月末までに申請することで翌月以降月割りで返金する。</p>

第六章 (役員)

第 9 条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 名誉会長 学校長
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名 (うち1名は教職員)
4. 書記 3名程度 (うち1名は教職員)
5. 会計 3名程度 (うち1名は教職員)
6. 会計監査 2名

役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第10条 役員選出は下記のとおり行われる。

1. 本会の役員は総会において承認を得る。
2. 役員に欠員が生じた場合は、役員会がこれを補充することができる。

第七章 (役員資格および任務)

第11条 本会員は第六章の規定により役員に選出されることができる。

第12条 役員は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行する。
3. 書記は本会の事務運営にあたる。
4. 会計は本会の会計を処理する。
5. 会計監査は本会の会計を監査する。

第八章 (機関および会議)

第13条 本会に次の機関を置く。

1. 総 会
2. 役 員 会
3. 実行委員会
4. 学年委員会
5. 専門委員会 (成人・校外・広報・卒対)

第14条 総会は定期総会ならびに臨時総会とし、全会員の三分の一以上の出席をもって成立する。ただし委任状を認める。また議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第15条 定期総会は年度始めに開き次の内容を含めて審議決定する。

1. 活動報告
2. 決算報告
3. 役員紹介
4. 実行委員紹介
5. 活動計画
6. 予算の審議

第16条 臨時総会は実行委員会が必要と認めたとき、ま

第六章 (役員)

第 9 条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 名誉会長 学校長
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名 (うち1名は教職員)
4. 書記 3名以上 (うち1名は教職員)
5. 会計 3名程度 (うち1名は教職員)
6. 会計監査 2名

役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

たは全会員の過半数の要求があったとき会長が召集する。

第17条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査をもって構成され、会長が召集する。ただし必要に応じて正、副委員長の出席を求めることができる。

第18条 実行委員会は本会の役員および各学年委員会正・副委員長、各専門委員会正・副委員長、校長、副校長およびPTA担当教員をもって構成され運営にあたる。

ただし、卒業対策委員会正・副委員長は必要に応じて出席するものとする。

実行委員に欠員が生じた場合は、実行委員会がこれを補充することができる。

第19条 実行委員会は毎月1回程度、必要に応じて開かれ、会長が召集する。

第20条 学年委員会は各学年より選出された委員と学年担当教員によって構成され、正・副委員長を選出し、PTA関係の学年行事の実施にあたる。

ただし、二役の人数はその年度ごとの委員会で必要数を決定してもよい。

第21条 専門委員会の名称ならびに任務は次のとおりとする。

1. 成人委員会………会員相互の文化、教養の向上、親睦をはかる。
2. 校外委員会………生徒の正常な校外生活と健全育成ならびに安全保持のため、地域や関係諸機関との連携を深める。
3. 広報委員会………PTA会報「かしわ通信」の編集発行などにあたる。
4. 卒業対策委員会……卒業に関する企画・運営を行う。

第22条 専門委員会は、各学年より選出された委員と担当教員によって構成され、正・副委員長を選出する。

ただし、二役の人数はその年度ごとの委員会で必要数を決定してもよい。

第23条 委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。また委員は他の委員の兼任はしない。

第24条 委員の選出は全会員が生徒一人につき3年間に一度、何れかの委員会に所属するものとする。

●学年委員

●成人委員・校外委員・広報委員

第19条 実行委員会は年1~2回程度、必要に応じて開かれ、会長が召集する。

●卒業対策委員（3学年のみ）

第25条 各委員会はそれぞれの委員長が召集する。

第26条 実行委員会および各委員会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

第27条 学校長はすべての会議に出席して意見を述べるができる。

第28条 本会は必要に応じて他の委員会をおくことができる。

第九章 （個人情報取扱規程）

第29条 本会において取得し保有する個人情報の取扱方法は、別に定める個人情報取扱規程によるものとする。

なお、この取扱方法に実務上の不備等が生じた場合は本会役員会で協議検討し改正することができる。

第十章 （顧問）

第30条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会において推薦する。

第十一章 （改正および細則）

①本会則は総会の議決で改廃することができる。

②本会の表彰および慶弔については別に定める。

③本会則は平成10年4月1日より実施する。

平成21年3月改訂

平成22年3月改訂

平成29年5月改訂

平成30年4月改訂

令和5年5月改定